

## 納税準備預金の商品概要 1/2

★税金の納付準備にご利用いただくための預金で、お利息に税金がかかりません。(但し、払出しの目的によっては課税されることがあります)。

項目	内容
名称または愛称	納税準備預金
ご利用になれる方	個人および法人のお客様
期間	期間の定めはございません。
預入方法等	① 預入方法: 随時預入いただけます。 ② 預入金額: 1 円以上 ③ 預入単位: 1 円単位
払戻方法	原則として、ご預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しいたします。
預入金利	① 適用利率: 毎日の店頭表示の利率を適用いたします。 * 但し、租税納付以外の目的で払戻された場合、その払戻日が属する利息計算期間中のお受取利息については、毎日の店頭表示の普通預金利率を適用いたします。 ② 利払方法: 年 2 回(3 月、9 月)の第 2 土曜日の翌日に元金に組入れます。 * 但し、口座を解約される場合は、解約時にお支払いいたします。 ③ 計算方法: 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とする日割り計算で行います。
金利情報の入手方法	現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。
税金	お利息には所得税がかからず非課税となりますが、租税納付以外の目的で払戻された場合には、 ➤個人のお客様＝20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 ➤法人のお客様＝総合課税となります。 * なお、ご預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員の場合、その払戻額の合計が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。
復興特別所得税	※租税納付以外の払戻しの場合 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 法人等のお客様の場合も源泉徴収されます。
手数料	-----
付加できる特約事項等	-----

## 納税準備預金の商品概要 2/2

項目	内容
中途解約時のお取扱い	-----
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話 03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>
その他参考事項	<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様 1,000 万円までとその利息が保護されます。</p>

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章
- ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等